

＜聴覚障害について考えるセミナー受講規約＞

本受講規約（以下「本規約」という）は、株式会社リコー（以下「当社」という）が提供する「聴覚障害を知るセミナー」または「聴覚障害を深く学ぶセミナー」（以下「本講座」という）に関し、受講希望者（以下「受講希望者」という）の勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）が受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、当社が承諾することによって成立する、所属団体と当社との間の契約条件が規定されています。

第1条（本受講の申込）

所属団体は、当社の定める手続きに従って、受講申込を行い、受講を希望する本講座名、所属団体の名称、住所、電話番号、受講希望者の氏名、その他当社の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書、その他に記載して提供するものとします。

第2条（本講座受講申込の承諾）

- 当社は所属団体から当社が定める手続きに従った受講申込を受けた場合は、その内容を審査し、受講を承諾するときは所属団体に対して、本講座の受講を承諾する旨と、受講料金の支払い方法を電子メールまたは書面にて通知するものとします。
- 当社と所属団体の本講座の提供にかかる契約（以下「本契約」という）は、本受講申込を確認した時に有効に成立し、所属団体は本規約の定めに従い、承認された受講希望者（以下「受講者」という）に本講座を受講させる資格を取得するものとします。
- 登録情報の不備その他の理由により受講を承諾できない場合や本講座の開講が中止となった場合には、当社は、その旨を所属団体に通知します。

第3条（受講料等）

所属団体は、当社が当社のホームページ上、またはその他で掲示する受講料およびその他の費用を支払うものとします。

第4条（受講料の支払い）

- 所属団体は、全受講者分の受講料を一括して、本講座の開講日の翌月末日までに当社指定の方法で支払うものとします。
- 第5条の手続に従い受講者数が受講申込時点から増減した場合、受講料はその増減した後の受講者の人数に応じて再計算されるものとします。ただし、第5条の手続に従うことなく受講者以外の者が本講座を受講した場合、所属団体は受講者の人数に受講者以外の受講した者の人数を加算した人数に基づき受講料を支払うものとします（受講者および受講者以外の本講座を受講した者を総称して、以下「受講者等」という）。なお、本項の規定は、

受講者以外の者が本講座を受講することを当社が認めるものではありません。

3. 受講料の支払いのために生じる振込手数料は所属団体が負担するものとします。

領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えるものとし、当社は領収書を発行しません。

第5条（受講人数の変更、受講日程の変更、受講キャンセルについて）

1. 所属団体は、受講者人数に変動がある場合は、本講座開催日より3営業日前までに当社に連絡するものとします。

2. 所属団体は、本講座受講日程の変更を希望する場合は、その理由とともに本講座開催日より10営業日前までに当社に連絡するものとします。変更後の日程については、所属団体と当社が協議の上定めるものとします。

3. 所属団体は、本講座の受講そのものをキャンセル（取消）する場合には、その理由とともに本講座開催日より10営業日前までに当社に連絡するものとします。この場合において、本講座の内容にカスタマイズした部分がある場合は、所属団体は、当社の請求に基づき、当初の受講料の30%を支払うものとします。

第6条（登録情報の使用）

登録情報および本講座を受講する過程において、当社が知り得た所属団体および受講者等に関する情報（以下「受講者情報」という）は、本講座の実施・運営（受講者名簿の作成、受講料の請求および回収、アンケートの集計および分析）並びに当社からの情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しません。また、以上の目的に必要な場合を除き、第三者に提供・開示しません。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

1. 本人の同意を得ている場合
2. 法令等の定めに基づく場合
3. 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、当社は受講者等の個人情報を本人の要望に応じ開示・追加・変更・削除に応じます。

第7条（講義内容に対する権利）

所属団体および受講者等は、本講座の講義内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾、開示等を行ってはならないものとします。また、本講座の開講中許可なく撮影・録画・録音を行ってはならないものとします。

第8条（本サービスの利用環境）

1. 本講座は、外部サービス「Zoom」または「Teams」等（以下「外部サービス」という）

を使用したオンライン講座および／または対面講座として実施します。所属団体および受講者は、オンライン講座の受講に関し、以下の各号の事項を自らの責任および費用負担により実施するものとします。

- (1) 外部サービスにてアカウントを作成の上、本講座を受講する目的で登録すること
 - (2) コンピュータ、Web カメラおよびマイク等、外部サービスの利用に必要な機器を準備し、維持すること
 - (3) 通信環境が外部サービスの利用に支障がないことを確認すること
2. 所属団体および受講者は、外部サービスおよび外部サービスの利用に必要となるアプリケーション等（以下「外部サービス等」という）を外部サービス等に適用される利用規約等に従って利用するものとします。当社は本講座に関連して利用される外部サービス等の安全性、品質、発生する利用料金、その他の事項について一切責任を負いません。また、当社は、外部サービス等があらゆる機器等に適合することを保証するものではありません。

第9条（責任の範囲）

1. 当社は、本講座を通じて高品質なセミナー・研修を受講者に提供するように努めるものとしますが、本講座の受講による成果（人材の成長等）、特定の目的への適合性、期待する利益、有用性、完全性、正確性等については一切保証いたしません。
- 講義資料および講義内容については、当社が判断した内容で作成されるものとし、所属団体または受講者等はその内容について当社に修正を求ることはできないものとします。
2. 当社は、所属団体または受講者が送信した情報が当社のコンピュータシステムに到着するかどうか、および当社のコンピュータシステムに到着した情報が所属団体または受講者の送信した情報と同一内容であるかについて責任を負いかねます。
3. 通信回線の障害または機器の故障により、所属団体または受講者のデータが消失、紛失等した場合、当社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
4. システム障害により、所属団体または受講者からの電子メールが当社に届かない場合や、遅延する場合があります。あらかじめご了承ください。かかる不着、遅延およびこれに関する損害につき、当社は一切責任を負いかねます。
5. 当社は、機器の障害または保守のための停止による情報の損失、遅延、誤送等により発生した損害について責任を負いかねます。
6. 当社は、受講者が自らの機材を用いて本講座を受講する場合、当該機材に生じた不具合等（社内セキュリティにより必要なソフトウェアが利用できなかった場合等も含む）により生じた損害について、一切保証いたしません。
7. 当社は、第三者による情報の改竄や漏洩等により発生した損害について責任を負いません。
8. 当社は、天災地変、公権力による命令処分、ストライキ、輸送機関の事故等の不可抗力を原因として、本規約に定められた義務を履行できない場合は、一切責任を負いません。

9. 当社は、本講座または本契約に関連して所属団体、受講者等または第三者に生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、一切責任を負いません。

10. 当社が本契約に関連して所属団体または受講者等に発生した損害につき賠償責任を負う場合であっても、当社は、当該事由の直接的結果として現実に発生した通常の範囲内の損害（特別損害、間接損害及び逸失利益は、これらの予見又は予見可能性の有無に関わらず、損害の範囲に含まれません。）に限り、その賠償の責を負うものとします。この場合、当社が支払う損害賠償額は、当社が所属団体から受領した受講料に相当する金額を限度とします。

11. 所属団体は、自己に所属し、または自己が指定した受講者等に対し、本規約に定める義務を順守させる責任を負うものとし、その違反につき違反した者とともに一切の責任を負うものとします。

第10条（講座の中止・中断および変更）

当社は、本講座の実施に利用するシステムの障害、火災、停電、天災などの不可抗力、その他本講座の運営上やむを得ない場合には、所属団体および受講者に事前連絡することなく本講座を中止または中断できるものとします。この場合において、日程を変更して実施する場合には、その日時および条件につき所属団体と当社で協議の上定めるものとします。

第11条（禁止行為、および受講資格の取消）

1. 所属団体または受講者等は、本講座の受講に関し、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行う行為。
- (2) 他の所属団体や受講者等に対する、営利またはその準備を目的とした行為、および営業活動や誘導、その他当社が別途禁止する行為。
- (3) 本講座の運営を妨げる行為
- (4) 本規約または法令に違反する行為。
- (5) 公序良俗に違反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為。
- (6) 当社または当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる行為。
- (7) 当社の事業活動を妨害する等、当社の事業活動に悪影響を及ぼすおそれのある行為。
- (8) 第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為。
- (9) その他、本講座を受講する所属団体または受講者として不適切と、当社が判断する行為。

2. 所属団体または受講者等が前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合、当社は、所属団体または当該受講者の受講資格を停止し、または将来に向かって取り消すことができるものとします。本項の規定は、第14条に基づく本契約の解除を制限するものではないもの

とします。

第12条（著作権等）

本講座において配布または使用したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権およびその他知的財産権は当社またはその他の権利者に帰属しています。所属団体および受講者等は、当社の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の内容を、自己または第三者の名をもってウェブサイトに掲載するなど、公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己または第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等を所属団体の範囲を超えて利用し、またはその他著作権および知的財産権を侵害する行為

第13条（秘密保持）

所属団体および受講者等は、本講座を受講するにあたり、当社によって開示された当社固有の技術上、営業上その他事業の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関する情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示することを禁じます。

第14条（契約の解除）

1. 所属団体または受講者等が以下各号のいずれか1つ以上に該当した場合、当社は何等の催告を要せず、通知することにより直ちに本契約の一部または全部を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納して督促を受けた場合、または滞納処分により財産の差押えを受けた場合。
- (3) 振出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合。
- (5) 事業の全部または重要な一部を休止し、または第三者に譲渡した場合。
- (6) 解散事由に該当した場合。
- (7) 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる

相当の理由がある場合。

(8) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。

(9) 秘密保持義務違反があった場合。

(10) 重大な背信行為があった場合。

(11) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

2. 所属団体は、前項第2号から第11号までのいずれかに該当した場合、直ちに当社に対してその旨を通知するものとします。

3. 所属団体は、第1項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無にかかわらず、当社に対して負担する一切の金銭債務（本契約に基づく金銭債務に限らない。）につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

4. 当社は、第1項により本利用を解除した場合であっても、その被った損害につき所属団体に対し賠償請求することができるものとします。

第15条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 所属団体は、自己または受講者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、およびこれらと密接な関係を有する者等、その他これらに準ずる者（以下、総称して暴力団員等という）に該当しないこと、ならびに次項各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

2. 当社は、所属団体または受講者等が暴力団員等に該当する場合、または以下の各号のいずれかに該当した場合には、相手方に対して何ら催告することなく本契約を解除することができる。この場合、当社は、所属団体に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しない。

(1) 暴力団員等が経営をし、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的その他目的の如何を問わず、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(4) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行うこと。

① 暴力的な要求行為。

- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他、上記①乃至④の規定に準ずる行為。

第16条（損害賠償）

所属団体または受講者等が、本講座の運営に起因または関連して当社に対して損害を与えた場合、所属団体が一切の損害を賠償するものとします。

本講座に起因または関連して、受講者等と他の受講者等、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、所属団体および受講者等は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を補償するものとします。

第17条（規約の変更）

当社は、本規約および本規約に付随する規程の全部または一部を変更することができます。当社により変更された本規約は、当社のウェブサイト上に掲載された時点で、効力を発し、以後の本講座受講の申込に当該変更された本規約が適用されるものとします。

第18条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第19条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするもととします。

第20条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合または定めのない事項については、審議誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

2025年3月

株式会社リコー